

琴浦町社会福祉協議会 福祉委員設置要領

1 設置の目的

多様化する福祉問題やニーズを住民に最も近い地域で把握し、なおかつ民生委員等と連携し、迅速に対応し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置人数

集落ごとに1名の設置とする。

3 任 期

平成30年1月1日から平成31年12月31日までとする。

4 選 任

各集落からの推薦とする。

(できる限り専任でお願いします。)

5 手 当

福祉委員の手当は集落の戸数により、つぎのとおりとする。

20戸まで	2,000円
21～40戸まで	3,000円
41～60戸まで	4,000円
61戸以上	5,000円

6 主な活動

- (1) 地域における福祉問題の早期発見及び連絡
- (2) 福祉情報の伝達及び愛の輪協力員・民生委員との連携
- (3) 災害時における安否確認や情報伝達など
- (4) 社協一般会費、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の取りまとめなど。
- (5) 地域福祉に関する社協への意見具申